

事 務 連 絡

平成 26 年 2 月 26 日

一般社団法人情報通信設備協会
会長 網谷 駿介 殿

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
電気通信技術システム課長 杉野 勲

工事担任者制度に関する総務省ホームページの変更について

平素より電気通信サービスの発展に御尽力いただき、また、電気通信行政へ御高配を賜り誠にありがとうございます。

工事担任者資格制度については、端末設備等を電気通信回線設備に接続する工事を適切に実施するために必要なものであり、総務省においても、これまで当該制度の円滑な運用、関連法令の遵守等のために必要な措置を講じてきたところです。特に、工事担任者の資格を有しない者によって、端末設備等を電気通信回線設備に接続する工事が行われている事案に対しては、その是正に向けて適切な対応を実施して参りました。

今般、工事担任者制度を広く周知し、当該制度に関する法令の遵守と適切な運用をなお一層図るために、工事担任者制度に関する下記の総務省ホームページの内容を更新致しましたので、お知らせ致します。

貴協会におかれましては、下記ホームページを活用いただき、工事担任者制度の周知、適切な運用及び関連法令の遵守に引き続きご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本件についてご不明な点などがありましたら、下記の各総合通信局等までご連絡ください。

記

1 工事担任者制度に関する総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/denkishikaku.html

2 各総合通信局等連絡先一覧

所 管 部 署	連 絡 先
総務省 総合通信基盤局 電気通信技術システム課 (全国)	03-5253-5862
北海道総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (北海道)	011-709-3956
東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	022-221-0630
関東総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)	03-6238-1974
信越総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (新潟、長野)	026-234-9972
北陸総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (富山、石川、福井)	076-233-4422
東海総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (岐阜、静岡、愛知、三重)	052-971-9403
近畿総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	06-6942-8518
中国総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (鳥取、島根、岡山、広島、山口)	082-222-3378
四国総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (徳島、香川、愛媛、高知)	089-936-5041
九州総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)	096-326-7823
沖縄総合通信事務所 情報通信課 (沖縄)	098-865-2302

電気通信関係資格手続きの案内

電気通信主任技術者資格及び工事担任者資格

I 資格概要

1 電気通信主任技術者資格(電気通信事業法第45条)

事業用電気通信設備の工事・維持・運用を監督するための資格で、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は原則として選任を義務づけられています。資格区分は「伝送交換」と「線路」に分けられています。

資格区分	監督範囲
伝送交換	事業用電気通信設備の内、伝送交換設備及びこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
線路	事業用電気通信設備の内、線路設備及びこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

2 工事担任者資格(電気通信事業法第71条)

電気通信事業法第71条では、「利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者(以下「工事担任者」という。))に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。」と規定されています。

電気通信事業者の通信設備(保安器、ONU等)に通信線を接続する工事(ネットワーク機器のセットアップ、設定、接続、配線工事、通信障害時の切り分け・通信回線試験・復旧工事 等)には工事担任者の工事・監督が必要となります。

このような工事を発注される方は、(1)仕様書等において「工事担任者資格を保有している者が工事の実施・監督を行うことの証明」を求める、(2)工事の実施又は実地に監督をしている者に対して工事担任者資格者証の提示を求める等の手段により、有資格者による法令を遵守した工事がなされることを確認するようにしてください。

